主な収入金	金額の取扱い一覧			
	収入科目	社会保険医療分	その他の収入	医療保健業の収入 から除外する収入
社	会保険分の医療収入	0		
10	Z族療養費 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、 次訪問看護療養費も同様)	0		
自	自由診療収入		0	
労	労働者災害補償保険法の医療収入		0	
自	動車損害賠償責任保険の医療収入		0	
	護保険収入	.0.	. 0 .	
7254	活保護法に規定する介護扶助に係る収入	(注1)	(注2)	
	書診療収入	○ (非公害医療機関分)	○(公害医療機関分)	
院 等 査	定損益			
88	按保険者一部負担金(窓口現金収入)	〇 (社会保険分)	○ (社会保険分以外)	
Z.	費負担分			
λ	四科(入院料、ベッド代等)差額		0	
洗	に深料、容器代、被服貸与料、紙おむつ代		0	
-	具貸付料、松葉杖・車椅子等の貸付料 が 大 の は な は な は な は な は な る る る る る る る る る る		0	
-				
-	科材料差額 調ブラシ代、矯正歯科に係る矯正用器具代		0	
_			0	
=	話・電気・ガス等使用料収入		0	
	療設備器械賃貸収入		0	
	III.料、受託検査料		0	
療そ	健康診断·予防接種·医療相談収入		0	
健他業の	(書料(健康診断等証明収入)		0	
に収祭	3務取扱手数料		0	
る生	· 産品販売収入		0	
不	·用品売却収入		0	
福関	经 業員食事代収入			0
厚る	七、寮、駐車場等の収入(従業員使用分)			0
生収に入	(例外)役員への貸与分		0	0
	R育施設の利用料金(従業員使用分)			0
\$24	費税および地方消費税(課税事業者に限る) 要・仮払消費税の差額と納付税額との差額により生じる雑			0
· 利	X KANEWYZENCENISWENCENIES 710 SAE		0	
・関	現代・地方税の還付金			0
当る	現代・地方税の還付加算金		0	
51人	E取利息·受取配当金		0	
金	(例外) 法人税法第23条の規定により益金に算入されない部分の金額			0
等に	J子補給金		0	
各	春種引当金および準備金の益金算入額			0
貝渕	地の売却益			別計算
につ	ま却資産の売却収入(取得価格を超えない部分)			0
収 入	(例外) 取得価格を超える部分		0	
	財人たな卸資産に係る仕入れ割戻し額			0
保関 険す	- 命保険金・損害保険金 - 支払担当額と担殺されたものまたは圧縮損等		0	
にる	(例外) 支払相当額と相殺されたものまたは圧縮損等 により収益反映されないもの(注3)			0
入 ¹	大業補償・所得補償等の保険金		0	
	R険解約·満期返戻金		○ (運用益部分)	0
	R険等の配当金		0	
各	●種補助金·助成金		0	
2	法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固 (例外) 定資産等の圧縮額の損金算入)等の規定によ り、損金算入が認められる収入金額			0
そ の 	(例外) 国・地方団体等からの補助金や助成金(注4)			0
他医	療保健案以外の事業に係る収入 社会適念上独立した事業部門と認められない程 (例外) 度の軽微なもの、医療保健薬の付帯事業とし で行われていると認められるもの		_	別計算
	(例外) でいた。はないで、とはないでは、はないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで		0	

- 介護保険収入(生活保護法の規定に基づく介護扶助による収入を含む。)のうち、以下のものに限る。 ①訪問連載、②訪問リルビリテーション、3周宅職業管理指導、③調所リルビリテーション、5短網入用機養介護、 ⑥介護保健施設ケービス、⑦指定消費養養総カーと、復継保険法等の一部を改正する法律「限18年法律第83号」の規定により なおその効力を有するとものとされる改正師の介護保険法の規定に基づくもの)に係る収入 (①~51は7選予助ナービス(係名ものも名む) (注1)
- (注2) (注1)に掲げるもの以外の収入
 - (例) 訪問介護、通用介護、短期入所生活介護、特定施設入所者生活介護に係る収入訪問介護、主治医意見書作成料、 福祉用具等貸与収入、「日常生活に要する費用」として別途徴収が認められている食材料費、理美容代、おむつ代等の日常生 活費等
- 「支払相当額と相殺されたもの」とは、(死亡)退職金・弔慰金等の支払に備えるために、医療法人を受取人とした損害保険または生命保険 の保険金のうち事故当事者等または当該競抜等へ支払った額をいい、損害保険金および物的な損害の賠償金については、補修費用等実費 相当額をいう。退途金額を起える金額は、その他の吸入に含める。 (注3)
- 国または地方団体から受けた補助金または助成金(国または地方団体の委託等を受けた団体が、国庫等を原資として交付する補助金等を 含む)のうち、妻した経費または損失を補てんする目的で交付されたもので、対応する経費が開催に区分されているとさは、当該補助金等 に係る収入は、当該補助金等の目的上等する経費に充当された金融を限度として、医療経験経験の収入から除かする。 (注4)